

(陳受28第40号)

会派に属さない議員を議会運営委員候補から外さないことを純粹に求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年8月4日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27  
小畑 孝平

### 陳情の要旨

他の諸議会において、会派に属さず、もしくはひとりで会派をなす議員、または諸派に分類される会派に属する議員も、議会に付随する各種委員に、他の議員と同様に就任し、活躍されております。

また、議員を職業化しないことを標榜することで知られている、ある市民派政治団体が議員を代理人と呼称していることから、議員が議会制民主主義における住民の代理人であることは明白です。

そして、議会運営委員会たる者、その名のとおり、議会自身の規則、方針、改革、内外の組織間の各種調整、その他の重要事項の決定など、議会の中核とも言うべく、最重要たる委員会であります。

重要事項を決定すべく議会運営委員会へ、議会制民主主義の代理人である議員が、会派に属していないことを理由に参画できないことは、やはり不平等と言わざるを得ません。

全てを平等にすることは、非現実的でありますし、完全に平等でないから不平等と言うことも誤謬であることは明らかですが、議会のあり方そのもの、その他最重要事項を決定する委員会くらいには参画させる機会を平等に与えるべきです。

よって、議会運営委員の候補に会派に属さない議員を加えるとともに、その選出基準も会派に属する議員と等しくすべくものと思料されます。

以上の趣旨から、下記の事項について、その実現へ向けてご検討願います。

### 記

- 1 武蔵野市議会において、会派に属さない議員について、議会運営委員の候補から除外しないこと。
- 2 1に当たり、議会運営委員への選出基準を、会派に属する議員と同じにすること。